

案件名 第3期 笠間市子ども・子育て支援事業計画(案)

問・提出先 こども福祉課(内線165) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

FAX 0296-71-8227 メール info@city.kasama.lg.jp

案の趣旨

子ども・子育て支援法第61条に基づく「第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画」のもと、認定こども園、幼稚園、保育所(園)などの教育・保育事業や放課後児童クラブ、病児保育、乳児家庭全戸訪問などの地域子ども・子育て支援事業を実施してきました。

今般、第2期計画が令和6年度で終了することから、その見直しを行うとともに、地域子ども・子育て支援事業の追加や、子どもの貧困の解消に向けた対策を盛り込み、「第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)」を策定します。

意見募集期間 1月30日(木)～2月18日(火)

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

③ スマホのオンライン相談窓口「スマなび」をご利用ください

問 企画政策課(内線559)

スマートフォンの操作でお困りのことを、モニター画面を通じてオンラインでスマホ講師に無料で質問・相談ができます。

予約なしでも相談できますが、事前予約をすると待ち時間なく利用できますので、ぜひご予約ください。

日時 2月7日・14日・21日の金曜日 午前10時～午後4時

場所 市役所本所1階 ロビー(笠間市中央3-2-1)

講師 コネクシオ(株) スマホ講師

予約方法 電話でお申し込みください。

※料金プランや個別のアプリに関することなどは、お答えできない場合があります。



詳しくはこちら

野焼きは禁止されています

「野焼き」とは、ごみを野外で燃やす行為のことで、農業や林業を営むためのやむを得ない焼却などの一部例外を除き、法律で禁止されています。

「けむたくて窓が開けられない」「洗濯物が干せない」など多くの苦情が寄せられていますので、少量であっても、ごみは適正に処分しましょう。

なお、例外とされる行為であっても、周辺地域の生活環境への影響が著しいものは指導の対象となる場合がありますので、次のことに配慮していただくようお願いします。

- ・火を付けたら火元から離れない
- ・強風時は避け、風向きや時間帯を考慮する
- ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる
- ・事前に近隣への声かけなどを行い、相互理解を図る

※地域の生活環境への配慮をお願いします。

問 環境政策課(内線125) 笠間支所地域課(内線72115) 岩間支所地域課(内線73115)